

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要

(平成24年11月改訂)

広島県環境県民局環境保全課

平成12年1月15日に、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）が施行され、廃棄物焼却炉等の特定施設の使用（設置）者は、**施設使用届の提出、定期的な排出ガス又は排出水の検査**等が必要となりました。

特定施設を使用（設置）される場合には、この冊子をお読みいただき、これらの責務を守り、ダイオキシン類の排出量の削減に努めてください。

## 目 次

I ダイオキシン類対策特別措置法の概要	… P. 1
II 特定施設の種類について	… P. 2
III 特定施設の設置等の届出について	… P. 3
IV ダイオキシン類の排出基準について	… P. 5
V 事故時の対応について	… P. 6
VI 廃棄物焼却炉の燃え殻等の処理について	… P. 6
VII 設置者による測定について	… P. 7
VIII 公害防止管理者などの選任について（一部の事業所に適用）	… P. 8
IX 罰則について	… P. 9
X その他	… P. 10
※ 届出様式、記入例	… P. 11～

### 用語の解説

ng(ナノグラム) ; 10億分の1グラム

pg(ピコグラム) ; 1兆分の1グラム

TEQ ; ダイオキシン類の毒性を最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TeCDDに換算した値。

この資料では、ダイオキシン類の基準値は、全てこのTEQで示しています。

# I ダイオキシン類対策特別措置法の概要

平成11年7月16日公布, 平成12年1月15日施行

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ, ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため, ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに, 必要な規制, 汚染土壌に係る措置等を定めることにより, 国民の健康の保護を図ることを目的としています。(第1条)

## 1 ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

### (1) 耐容一日摂取量 (TDI) (第6条)

人の体重1kg当たり4pg-TEQ

### (2) 環境基準 (第7条)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 基準値は, 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

## 2 排出ガス及び排出水に関する規制

### (1) 特定施設

規制の対象となる施設を政令で指定

### (2) 排出基準 (第8条)

排出ガス (大気), 排出水 (水質) に係る排出基準の設定

排出ガスについては, 政令で定める指定地域にあつては総量規制基準も設定

### (3) 特定施設の設置の届出, 計画変更命令 (第12条~第16条)

特定施設を新設する際に, 知事又は政令市長へ届出

### (4) 排出の制限, 改善命令 (第20条~第22条)

排出基準の遵守義務

### (5) 事故時の措置 (第23条)

事故時の応急措置, 県への報告

## 3 廃棄物焼却炉に係るばいじん・燃え殻等の処理等 (第24条・25条)

ばいじん・燃え殻中のダイオキシン類の濃度基準及び最終処分場の維持管理基準を設定

## 4 汚染土壌に係る措置 (第29条~第32条)

知事は, 対策が必要な地域を指定し, 対策計画を策定

## 5 国の計画 (第33条)

内閣総理大臣は, ダイオキシン類の排出の削減のための計画を作成

## 6 汚染状況の調査・測定義務

### (1) 知事は大気, 水質及び土壌の汚染状況を常時監視し, 環境大臣に報告 (第26条)

### (2) 事業者は排出ガス, 排出水及び廃棄物焼却炉のばいじん等の年1回以上の測定義務 (第28条)

測定結果の知事への報告, 知事の公表

## II 特定施設の種類について (法施行令 別表1, 2)

区分	号番号	内 容
大気基準適用施設	1	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する <b>焼結炉</b> 原料の処理能力が1トン/時間以上のもの
	2	製鋼の用に供する <b>電気炉</b> (鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) 変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの
	3	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する <b>焙焼炉, 焼結炉, 溶鉱炉, 溶解炉及び乾燥炉</b> 原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの
	4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。))を使用するものに限る。)の用に供する <b>焙焼炉, 溶解炉及び乾燥炉</b> 溶解炉;容量が1トン以上のもの 焙焼炉及び乾燥炉;原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの
	5	<b>廃棄物焼却炉</b> 火床面積* (炉の床面積) が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力*が50kg/時間以上のもの (*一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計)
水質基準対象施設	1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する <b>塩素又は塩素化合物による漂白施設</b>
	2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供する <b>アセチレン洗浄施設</b>
	3	硫酸カリウムの製造の用に供する <b>廃ガス洗浄施設</b>
	4	アルミナ繊維の製造の用に供する <b>廃ガス洗浄施設</b>
	5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する <b>廃ガス洗浄施設</b>
	6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する <b>二塩化エチレン洗浄施設</b>
	7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する <b>硫酸濃縮施設, シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設</b>
	8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する <b>水洗施設及び廃ガス洗浄施設</b>
	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する <b>ろ過施設, 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</b>
	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン <sup>1</sup> の製造の用に供する <b>ろ過施設及び廃ガス洗浄施設</b>
	11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する <b>ニトロ化誘導体分離施設, 還元誘導体分離施設, ニトロ化誘導体洗浄施設, 還元誘導体洗浄施設, ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設</b>
	12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉, 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する <b>廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</b>
	13	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する <b>精製施設, 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</b>
	14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する <b>ろ過施設, 精製施設及び廃ガス洗浄施設</b>
	15	廃棄物焼却炉(大気基準適用施設に限る。)から発生するガスを処理する <b>廃ガス洗浄施設, 湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設</b>
	16	廃PCB等又はPCB処理物の <b>分解施設</b> PCB汚染物又はPCB処理物の <b>洗浄施設及び分離施設</b>
	17	フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する <b>プラズマ反応施設, 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</b>
	18	<b>下水道終末処理施設</b> (水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。)
	19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される <b>水</b> (これらの施設に係るものに限る。), 公共用水域に排出されるものを除く。)の <b>処理施設</b> (下水道終末処理施設を除く。)

(参考) 廃棄物焼却炉について

- 火床面積0.5m<sup>2</sup>とは、円筒形の炉であれば直径約80cm, 角形の炉であれば約70cm四角に相当します。
- 主たる目的が熱回収(ボイラー)である場合などでも、廃棄物を焼却する炉は廃棄物焼却炉に該当します。(大気汚染防止法との違い)
- ドラム缶による焼却などは焼却炉とみなしません。なお、これらの行為は野焼きであり、廃棄物処理法で禁止されています。
- 火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/時間以上の施設(廃プラスチック類の焼却施設にあっては、焼却能力100kg/日超)は、廃棄物処理法の許可対象施設となり、構造・維持管理基準等が適用になります。

### Ⅲ 特定施設の設置等の届出について

#### 1 届出の種類等

届出の種類	内 容	届出期限	届出様式	根 拠
特定施設設置届	特定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手日の60日以前	11ページ	第12条第1項
特定施設使用届	既に設置している施設が新たに特定施設に指定されたとき	指定された日から30日以内	記入例は	第13条第1項
特定施設の構造等変更届	特定施設の構造, 使用方法, 排ガス・汚水の処理方法等を変更しようとするとき	変更の工事着手日の60日以前	26ページ	第14条第1項
氏名等変更届	届出者の氏名, 名称, 住所及び法人の代表者氏名並びに事業場の名称及び所在地に変更があったとき	変更があった日から30日以内	20ページ	第18条
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	21ページ	第18条
承継届	特定施設を譲り受け又は借り受けたとき, 相続や合併により承継したとき	承継の日から30日以内	22ページ	第19条第3項
(参考) ダイオキシン類測定結果報告	排出ガス・排出水・ばいじん等の測定を行ったとき (7ページのⅦ参照)	測定後すみやかに	23～25ページ	第28条第3項

(注) 1 水質基準対象施設が大気基準適用施設になったとき, 又は大気基準適用施設が水質基準対象施設になったときも, 該当部分に係る使用届が必要です。

2 水質基準対象施設を設置する事業場で, 瀬戸内海水域に1日最大50m<sup>3</sup>以上の排水を排出する事業場は, 水質基準対象施設(下水道終末処理施設を除く。)については瀬戸内海環境保全特別措置法の許可や届出の対象となり, この法律の届出は不要です。

## 2 届出先

平成24年4月1日現在

対象地域	届出先	所在地・連絡先 (TEL)
広島市	広島市 環境局エネルギー・温暖化対策部 環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 082-504-2187
呉市	呉市 環境部 環境管理課	〒737-0023 呉市青山町5-3 0823-25-3551
竹原市	竹原市 市民生活部 まちづくり推進課	〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35 0846-22-7734
三原市	三原市 生活環境部 生活環境課	〒723-8601 三原市港町三丁目5-1 0848-67-6168
尾道市	尾道市 市民生活部 環境政策課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 0848-25-7132
福山市	福山市 経済環境局 環境部 環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町3-5 084-928-1072
府中市	府中市 まちづくり部 整美保全課	〒726-0002 府中市鵜飼町74-2 0847-43-9222
三次市	三次市 市民生活部 環境政策課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1 0824-62-6136
庄原市	庄原市 環境政策課	〒727-0003 庄原市是松町20-25 0824-72-1398
大竹市	大竹市 都市環境部 環境整備課	〒739-0601 大竹市東栄3-4 0827-52-5224
東広島市	東広島市 生活環境部 環境対策課	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 082-420-0928
廿日市市	廿日市市 環境産業部 環境政策課	〒738-8501 廿日市市下平良1-11-1 0829-30-9132
安芸高田市	安芸高田市 市民生活部 市民課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791 0826-42-5616
江田島市	江田島市 市民生活部 環境課	〒737-2392 江田島市能美町中町4859-9 0823-40-2768
府中町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111
海田町		
熊野町		
坂町		
安芸太田町	安芸太田町 住民生活課	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 0826-28-2116
北広島町	北広島町 町民課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234 0826-72-0854
大崎上島町	大崎上島町 保健衛生課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江4968 0846-62-0303
世羅町	世羅町 環境整備課	〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原123-1 0847-22-4513
神石高原町	神石高原町 環境衛生課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島2025 0847-89-3336

※ 事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。

## IV ダイオキシン類の排出基準について

大気、水質ともに、特定施設ごとに排出基準が決められています。

### 1 大気（排出ガス） 排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

号番号	特定施設種類	新設施設の基準	既存施設の基準
1	焼結鋳造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収用焙焼炉等	1	10
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	1	5
5	廃棄物 焼却炉	4トン/時間以上	1
		2トン～4トン/時間未満	5
		200kg～2トン/時間未満	10
		～200kg/時間未満	

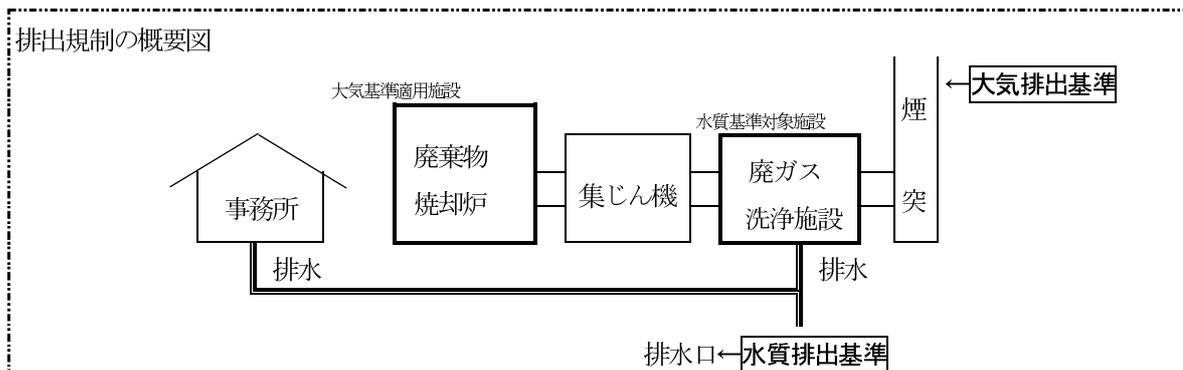
- (注) 1 基準適用場所は各排出口(各煙突)とする。  
 2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあつては15%、廃棄物焼却炉にあつては12%とする。  
 3 既存施設とは、H12.1.14までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/時間以上のものに限る。)については新設施設とする。  
 4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉(燃焼室)の規模とする。

### 2 水質（排水） 排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

号番号	特定施設種類	排出基準
1	バルブ製造用漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	
6	二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	
8	(ジ)クロロベンゼン製造用水洗施設等	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	
13	亜鉛回収用精製施設等	
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	
16	PCB処理施設	
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	
18	下水道終末処理施設	
19	事業場の排水処理施設	

(注) 基準適用場所は、事業場の排水口(水質基準対象施設に係る排水口)とする。



※排出基準に違反した場合、改善命令や罰則の対象となります。

## V 事故時の対応について

特定施設の設置者は、特定施設の故障、破損その他事故によりダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、すみやかに復旧するよう努めるとともに、事故の状況を報告しなければなりません。（報告先：P. 4参照）

## VI 廃棄物焼却炉の燃え殻等の処理について

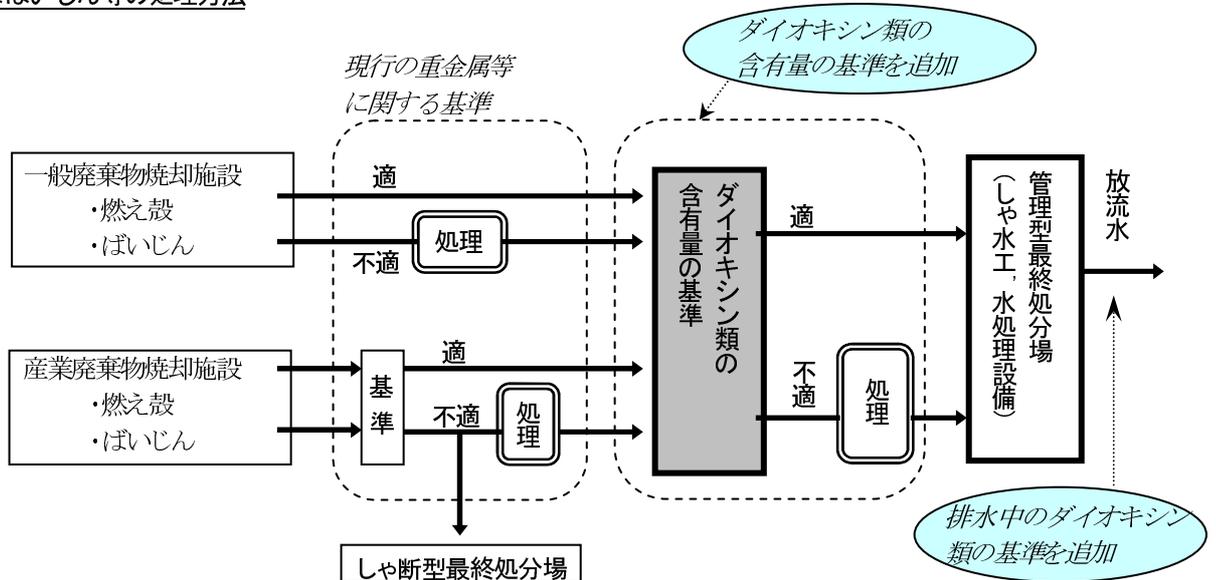
廃棄物焼却炉から発生する燃え殻などにダイオキシン類の処理基準が設定されています。

処理基準に適合しない場合、特別な処理などが必要となり、適合する場合でも、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法に基づく規制）

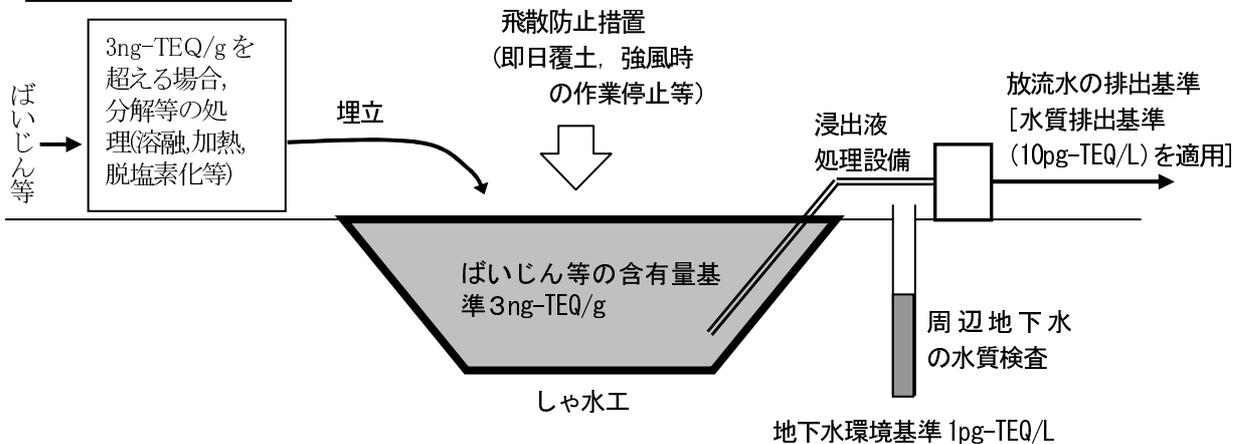
### ○ 廃棄物焼却炉から発生する廃棄物の処理基準

対象となる廃棄物	ばいじん（集じん灰）、燃え殻、排ガス洗浄施設の汚泥
処理(埋立)基準	ダイオキシン類：3ng-TEQ/g以下（含有基準）

### 新たなばいじん等の処理方法



### 最終処分場における措置



## Ⅶ 設置者による測定について

特定施設の設置者は、排出ガス・排出水・廃棄物焼却炉の燃え殻などに含まれるダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、県などに報告することが必要です。

### 1 測定内容

区 分	測 定 場 所	測 定 回 数
排出ガス	大気基準の適用場所（煙突出口）	年1回以上
排出水	水質基準の適用場所（排水口）	
ばいじん、燃え殻	廃棄物焼却炉から排出されるもの	

（注）水質基準が適用されない排水口にあつては、排出水の測定は不要です。

### 2 報告先

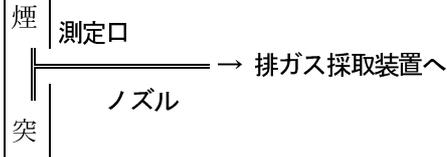
平成24年4月1日現在

対象地域	届出先	所在地・連絡先（TEL）		
広島市	広島市 環境局エネルギー温暖化対策部 環境保全課	〒730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2187
呉市	呉市 環境部 環境管理課	〒737-0023	呉市青山町5-3	0823-25-3551
竹原市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
三原市	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
尾道市				
福山市	福山市 経済環境局 環境部 環境保全課	〒720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1072
府中市	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-00311	福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311
三次市	三次市 市民生活部 環境政策課	〒728-8501	三次市十日市中二丁目8-1	0824-62-6136
庄原市	庄原市 環境政策課	〒727-8501	庄原市是松町20-25	0824-72-1398
大竹市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
東広島市	東広島市 生活環境部 環境対策課	〒739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0928
廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
安芸高田市	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011	広島市中区基町10-52	082-228-2111
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811	呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
府中町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011	広島市中区基町10-52	082-228-2111
海田町				
熊野町				
坂町				
安芸太田町				
北広島町				
大崎上島町	大崎上島町 保健衛生課	〒725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0303
世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-00311	福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311

報告先は、4ページの2の届出先と異なる地域があります。

- ※ 事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。
- ※ 報告期限 測定後すみやかに
- ※ 報告様式 23～25ページのとおり
- ※ 測定結果は、県などでまとめて公表することが義務づけられています。

### 3 測定方法

区分	採取方法	分析方法
排出ガス	煙突の測定口から専用の装置で排出ガスを採取します。 測定時間は、燃焼が安定してから約4時間かかります。 (概要図)  ※ 煙突に測定口がない施設は、設置する必要があります。	・ JISK0311 ・ 0℃, 1気圧に換算 ・ 酸素換算 焼結炉; 15%, 廃棄物焼却炉; 12%
排水	排水を採取します。	・ JISK0312
燃え殻等	燃え殻等を採取します。	

### 4 測定機関及び測定費用

測定機関は、ダイオキシン類の濃度が測定できる計量証明事業所であればどこでも構いません。

測定費用は、現地の状況などにより異なりますが、1検体当たり、数十万円かかります。

測定結果が出るまでには、通常、1～2ヵ月かかります。

## VIII 公害防止管理者などの選任について（一部の事業所に適用）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止管理者などを選任し、届け出る必要があります。（平成13年7月16日施行）

### 1 対象事業者

次表の特定施設のいずれかを設置する者

区分	号番号	種類
大気基準適用施設	1	焼結鉄製造用焼結炉
	2	製鋼用電気炉
	3	亜鉛回収用焙焼炉等
	4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等
水質基準対象施設	1	パルプ製造用漂白施設
	2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設
	3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設
	4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設
	5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設
	6	二塩化エチレン洗浄施設
	7	カプロラクタム製造用の硫酸濃縮施設等
	8	(ジ)クロロベンゼン製造用の水洗施設等
	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等
	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキン製造用ろ過施設等
	11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等
	12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等
	13	亜鉛回収用精製施設等
	14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等

### 2 公害防止統括者等の選任（従業員20人以下の事業所を除く。）

- ・ 公害防止業務を統括する者を選任します。
- ・ 資格は不要です。

### 3 公害防止管理者等の選任

- ・公害防止業務を管理する者を選任します。
- ・ダイオキシン関係の資格が必要です。

### 4 選任等の届出

- ・選任をした日から30日以内に届け出が必要です。(報告先：P. 4参照)
- ※ 事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください

## Ⅷ 罰則について

罰則は次のとおりです。

違反内容	罰則
設置届出に係る計画変更命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出基準違反に係る改善命令違反	
排出基準違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
事故時の措置命令違反	
過失による排出基準違反	3ヶ月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
特定施設設置(構造等変更)届出違反	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設使用届出違反	20万円以下の罰金
設置届出提出後60日以前の設置	
報告徴収違反	

## X その他

### 1 ダイオキシン類とは

- 有機塩素化合物の一種で、PCDD(75種類)、PCDF(135種類)及びコプラナーPCB(十数種類)を指します。
- ダイオキシン類のうち最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDは、人が多量に摂取した場合の発ガン性があることが認められています。また、ダイオキシン類を投与した動物実験で奇形を起こすことが認められていますが、通常の環境汚染レベルでは危険はありません。
- ダイオキシン類の毒性の強さは、毒性等量(TEQ=最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDに換算した値)で示します。
- 無色で水に溶けにくく、自然界ではほとんど分解されません。
- ごみの焼却のほか、様々な発生源から副生成物として発生します。

我が国におけるダイオキシン類排出量の推計(概要) [単位:g-TEQ/年]

発 生 源		平成9年	平成11年	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年
大 気 へ の 排 出	一般廃棄物焼却施設	5,000	1,350	812	64	52	33
	産業廃棄物焼却施設	1,500	690	535	70	60	29
	小型廃棄物焼却炉等	700~1,153	517~848	342~454	81~103	69~87	33
	産業系発生源	463.7	300.2	205	125	100	61
	その他	3.6~6.2	3.7~6.5	4.7~7.5	4.2~7.2	4.2~7.3	2.5~4.3
水への排出		12.8	12.4	4.4	2.0	2.7	1.5
計		7,680~8,135	2,874~3,208	1,899~2,013	344~369	285~306	158~160

(注) 環境省「ダイオキシンの排出量の目録(排出インベントリ)」についての概要版(平成23年度)から抜粋

### 2 排出削減対策

#### (1) 廃棄物焼却炉

- 廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類には、廃棄物中の有機物と塩素が反応し、不完全燃焼により生成するものと、排ガス処理施設等でガス温度が300℃程度になった際に合成されるものがあると言われていいます。また、ばいじん中に多く含まれています。
- このため、**高温で完全燃焼**することや、排ガスを**高性能の集じん機で処理**することにより、ダイオキシン類の発生量を減らすことが必要です。
- 廃棄物処理法の許可対象施設に適用される構造・維持管理基準の概要は次のとおりです。
  - ・ 燃焼ガスを800℃以上に保つこと等による完全燃焼の確保
  - ・ 燃焼ガスを200℃以下に急速に冷却すること等による適正な排ガス処理
  - ・ 排ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下とする燃焼管理
- また、平成14年12月1日から全ての廃棄物焼却炉に適用される構造基準が強化され、基準に適合しない焼却炉は使用できなくなりました。

#### (2) その他の施設

- 産業活動から排出されるダイオキシン類の排出削減対策については、原料対策(なるべく不純物を含まないようにする等)、燃焼管理、高温処理、排ガス急冷、バグフィルターの設定、集じん効率の向上・管理強化、活性炭・消石灰の吹込による吸着除去などが有効であるとされています。
- 排水処理に用いられている凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理などは、ダイオキシン類の除去に効果があるため、これらの施設を適切に運転管理することが有効とされています。

様式第 1 (第 4 条関係)

特定施設設置 (使用, 変更) 届出書

年 月 日

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

印

ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項 (第 13 条第 1 項又は第 2 項, 第 14 条第 1 項) の規定により, 特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙 1, 水質基準対象施設にあっては別紙 4 のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙 2, 水質基準対象施設にあっては別紙 5 のとおり。	※ 備 考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙 3, 水質基準対象施設にあっては別紙 6 のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には, 大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1, 水質基準対象施設にあっては同令別表第 2 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については, 別紙によることとし, かつ, できる限り, 図面, 表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは, 図面, 表等やむを得ないものを除き, 日本工業規格 A4 とすること。
- 6 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し, 押印することに代えて, 本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

別紙1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における 施設番号			
特定施設番号及び名称			
型式			
施設の設置場所			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	炉の容量 (t)		
	焼却能力 (kg/h)		
	火床面積 (m <sup>2</sup> )		
その他参考と なるべき事項			

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における 施設番号			
使用状況	1日当たりの 使用時間及び 月使用日数等	時～ 時 日/月	時～ 時 日/月
	季節変動		
原料及び 燃料 (ダイオ キシン類 の発生に 影響のあ るものに 限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の 塩素分の成分割合 (%)		
	1日の使用量		
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度 (°C)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
排出ガス中のダイオキシン類 の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

別紙3

排出ガスの処理の方法

工場又は事業場における 施 設 番 号		
名 称 及 び 型 式		
発生ガスの処理の内容		
処 理 の 系 統		
施 設 の 設 置 場 所		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設 番 号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。  
 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設置場所				
操業の系統				
使用時間間隔				
1日当たりの使用時間				
使用の季節的変動				
原材料（消耗資材を含む。）の種類，使用方法及び1日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大
その他参考とすべき事項				

別紙6

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日				年 月 日			
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量		通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m <sup>3</sup> /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

○ 総理府令で定める事項

- 1 ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項
- 2 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
- 3 大気基準適用施設にあつては、排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所
- 4 水質基準適用事業場にあつては、用水及び排水の系統

○ ばい煙量等に関する計算書

項 目		記 号	単 位	計算値	説明及び計算式
燃 料 の 種 類		—	—		焼却炉の場合は焼却物の種類
燃 料 使 用 量	最 大	Wf	kg/h		
	通 常	Wf	kg/h		
燃 料 成 分 等	水 素 分	h	重量%		燃料分析表の数値 (低位発熱量の計算に使用した場合に記入)
	水 分	w	重量%		〃
	高 位 発 熱 量	Hh	k cal/kg		
	低 位 発 熱 量	Hl	k cal/kg		高位発熱量からの計算も可 (注1)
空 気 比		m	—		
燃 料 1 k g あ た り の 理 論 空 気 量		Ao	Nm <sup>3</sup> /kg		注2参照
燃 料 1 k g あ た り の 理 論 排 出 ガ ス 量		Go(湿り)	Nm <sup>3</sup> /kg		注2参照
燃 料 1 k g あ た り の 実 際 燃 焼 排 出 ガ ス 量		Gwet	Nm <sup>3</sup> /kg		Gwet=Go+(m-1)Ao
		Gdry	Nm <sup>3</sup> /kg		Gdry=Gwet-(11.2h+1.244w)/100
排 出 ガ ス 量	最 大	湿 り	G	Nm <sup>3</sup> /h	G=Gwet×Wf
		乾 き	〃	〃	G×(1-水分量%)/100
	通 常	湿 り	G'	Nm <sup>3</sup> /h	G' =Gwet×Wf
		乾 き	〃	〃	G' ×(1-水分量%)/100
煙 突	高 さ	Ho	m		地上からの高さ
	頂口径 (内径)	d	m		角形の場合は縦、横の寸法
	頂 部 断 面 積	A	m <sup>2</sup>		A=(π/4)d <sup>2</sup> (円形の場合)
排出ガス温度 (煙突出口)		T	K		T=t(°C)+273

(注1) 低位発熱量計算式

固体・液体燃料の場合 $Hl=Hh-600(9 \times h+w)/100 \text{ [k cal/kg]}$
--

(注2) Go, Aoの概略値

燃 料	Go	Ao
固 体 燃 料	0.89Hl/1000+1.65 [Nm <sup>3</sup> /kg]	1.01Hl/1000+0.5 [Nm <sup>3</sup> /kg]
液 体 燃 料	1.11Hl/1000 [Nm <sup>3</sup> /kg]	0.85Hl/1000+2.0 [Nm <sup>3</sup> /kg]

様式第3 (第6条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第4 (第6条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

印

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※ 施設番号	
特定施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第5 (第7条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※ 施設番号		
特定施設の設置場所		※ 備 考		
承 継 の 年 月 日				年 月 日
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析日 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析日 年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析日 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種類別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
- 9 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## 規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係 数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾフラン、 パラジオキシン	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total(PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(# 81)				0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(# 77)				0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(# 126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(# 169)				0.03	
	2',3,4,4',5'-PeCB(# 123)				0.00003	
	2,3',4,4',5'-PeCB(# 118)				0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(# 105)				0.00003	
	2,3,4,4',5'-PeCB(# 114)				0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(# 167)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(# 156)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(# 157)				0.00003	
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(# 189)				0.00003		
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}_0$ )、排水水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$ (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}_0$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}_0$ )とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

[記入例]

※ 廃ガス洗浄施設付きの  
廃棄物焼却炉の使用届

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置 ~~(使用、変更)~~届出書

平成〇〇年〇月〇日

広島県西部厚生環境事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 〒736-0065 安芸郡海田町〇〇〇

広島工業株式会社

代表取締役 広島 太郎

印

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項(第13条第1項又は第2項、第14条第1項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	広島工業株式会社	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	安芸郡海田町〇〇〇	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	別表第1第5号 廃棄物焼却炉 別表第2第13号 廃ガス洗浄施設	※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙1, 水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙2, 水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。	※ 備考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙3, 水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

注 事業場の位置がわかる付近見取図を添付すること。

別紙1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No1	
特定施設番号及び名称	5 廃棄物焼却炉	
型式	HF-1	
施設の設置場所	図4のとおり	
設置年月日	昭和23年 2月 1日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成23年 3月 31日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成23年 4月 1日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t/h)	
	変圧器の定格容量 (KVA)	
	炉の容量 (t)	
	焼却能力 (kg/h)	150
	火床面積 (m <sup>2</sup> )	1.2
その他の参考となるべき事項	構造図は、図1-1のとおり 概要図は、図2のとおり	

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

注1 一列に一施設を記入すること。

2 「施設番号」は、対象施設に一連の施設番号を付けて、その番号を記入すること。

3 「規模」は、焼却炉の場合、火床面積・焼却能力の欄に記入すること。

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1	
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	9時～16時 20日/月	時～時 日/月
	季節変動	なし	
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類	木くず	
	使用割合	専焼	
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量	800kg	
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		最大 887 通常 591	最大 通常
排出ガス温度 (°C)		250	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		10	
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		最大 10 通常 5	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

- 注1 「使用状況」は、通常の使用状況を記入すること。
- 2 「原料及び燃料」は、焼却炉の場合、焼却する廃棄物も記入すること。
- 3 「使用割合」は、複数の種類がある場合に、その割合を記入すること。
- 4 「排出ガス量」は、別紙の計算書等により、最大・通常排出ガス量を記入すること。
- 5 「排出ガス温度」は、排出口における温度（処理施設がある場合は、処理後の温度）を記入すること。

## 排出ガスの処理の方法

工場又は事業場における 施設番号	No.1	
名称及び型式	サイクロンHF-2	
発生ガスの処理の内容	ばいじん除去	
処理の系統	図1のとおり	
施設の設置場所	図2のとおり	
設置年月日	平成23年 2月 1日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成23年 3月 31日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成23年 4月 1日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考と なるべき事項	構造図は、図1-2のとおり 概要図は、図2のとおり	

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

注1 「発生ガスの処理の内容」は、処理する物質及び処理方法を記入すること。

2 「処理の系統」は、発生ガスの処理のフロー等を記載すること。

3 「施設の設置場所」は、工場・事業場内の位置を記載すること。

別紙4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No.1	
特定施設番号及び名称	4 廃ガス洗浄施設	
型式	HD-1	
構造	鋼鉄製 図5のとおり	
主要寸法	直径1m×高さ2m	
能力	廃ガス887m <sup>3</sup> /h	
配置	図4のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成23年 2月 1日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成23年 3月 31日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成23年 4月 1日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。  
 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

注1 「構造」は、図面を添付すること。  
 2 「能力」は、処理施設が処理できる排出ガスの最大量を記入すること。

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No.1			
設置場所	図4のとおり			
操業の系統	図3のとおり			
使用時間間隔	断続			
1日当たりの使用時間	8時間			
使用の季節的変動	なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類，使用方法及び1日当たりの使用量	カセイソーダ 〇〇kg 水 〇〇m <sup>3</sup> 廃ガスの洗浄			
汚水又は廃液の汚染状態	通常	最大	通常	最大
	50pg/l	100pg/l		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大
	1	2		
その他参考となるべき事項				

注1 「操業の系統」は、操業に係るフロー等を記載すること。  
 注2 「原材料」は、種類ごとの使用の方法，使用量を記入すること。  
 注3 「汚水状態」は、ダイオキシン類の濃度を記入すること。

別紙6

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No.1								
処理施設の設置場所	別紙2のとおり								
設置年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
工事着手予定年月日	平成23年 2月 1日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
工事完成予定年月日	平成23年 3月 31日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
使用開始予定年月日	平成23年 4月 1日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
種類及び型式	凝集沈殿設備								
構造	図6のとおり								
主要寸法	縦1m×横1.2m×高さ2m								
能力	2m <sup>3</sup> /日								
処理の方式	凝集沈殿								
処理の系統	図3のとおり								
集水及び導水の方法	図3のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	凝集剤 ○○kg								
汚水等の汚染状態及び量	ダイオキシン類 (pg/l)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	50	5	100	10					
量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1	2	2					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚でい○○kg, 脱水後埋立								
排出水の排出方法	No.1排水口								
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

注1 「構造」は、図面を添付すること。

2 「処理の系統」は、汚水の処理のフロー等を記載すること。

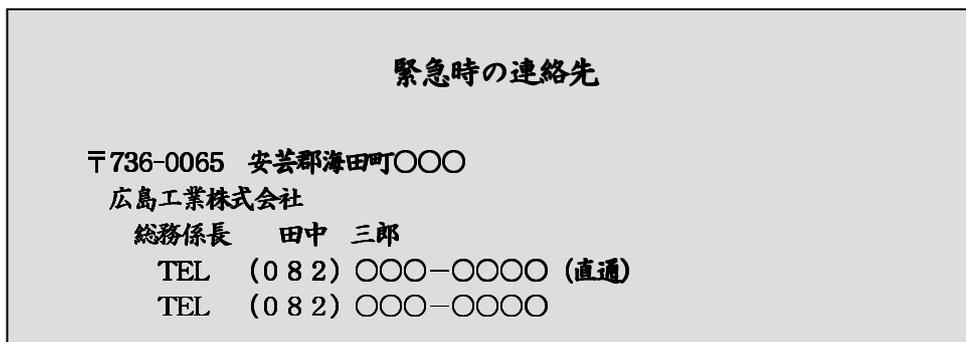
3 「排出水の排出方法」は、排水口の名称等を記入すること。

○ 総理府令で定める事項

- 1 ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項

サイクロン及び廃ガス洗浄施設の清掃・点検を定期的に行い、機能が低下しないよう管理を行う。  
また、焼却物の投入量を調整するなどして、炉内の温度管理に努める。

- 2 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法



- 3 大気基準適用施設にあつては、排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所

図3フローのとおり

- 4 水質基準適用事業場にあつては、用水及び排水の系統

図3フローのとおり

○ ばい煙量等に関する計算書

項 目		記 号	単 位	計算値	説明及び計算式	
燃 料 の 種 類		—	—	<b>木くず</b>	焼却炉の場合は焼却物の種類	
燃 料 使用量	最 大	Wf	kg/h	<b>150</b>		
	通 常	Wf	kg/h	<b>100</b>		
燃 料 成分等	水 素 分	h	重量%	<b>60</b>	燃料分析表の数値（低位発熱量の計算に使用した場合に記入）	
	水 分	w	重量%	<b>40.0</b>	〃	
	高位発熱量	Hh	k cal/kg	<b>4810</b>		
	低位発熱量	Hl	k cal/kg	<b>4246</b>	高位発熱量からの計算も可（注1）	
空 気 比		m	—	<b>1.1</b>		
燃料1kgあたりの理論空気量		Ao	Nm <sup>3</sup> /kg	<b>479</b>	注2参照	
燃料1kgあたりの理論排出ガス量		Go(湿り)	Nm <sup>3</sup> /kg	<b>543</b>	注2参照	
燃料1kgあたりの実際燃焼排出ガス量		Gwet	Nm <sup>3</sup> /kg	<b>591</b>	Gwet=Go+(m-1)Ao	
		Gdry	Nm <sup>3</sup> /kg	<b>474</b>	Gdry=Gwet-(11.2h+1.244w)/100	
排 出 ガス量	最大	湿 り	G	Nm <sup>3</sup> /h	<b>887</b>	G=Gwet×Wf
		乾 き	〃	〃	<b>734</b>	G×(1-水分量%)/100
	通常	湿 り	G'	Nm <sup>3</sup> /h	<b>591</b>	G' =Gwet×Wf
		乾 き	〃	〃	<b>502</b>	G' ×(1-水分量%)/100
煙 突	高 さ	Ho	m	<b>20</b>	地上からの高さ	
	頂口径(内径)	d	m	<b>1.2</b>	角形の場合は縦、横の寸法	
	頂部断面積	A	m <sup>2</sup>	<b>1.13</b>	A=(π/4)d <sup>2</sup> (円形の場合)	
排出ガス温度(煙突出口)		T	K	<b>523</b>	T=t(°C)+273	

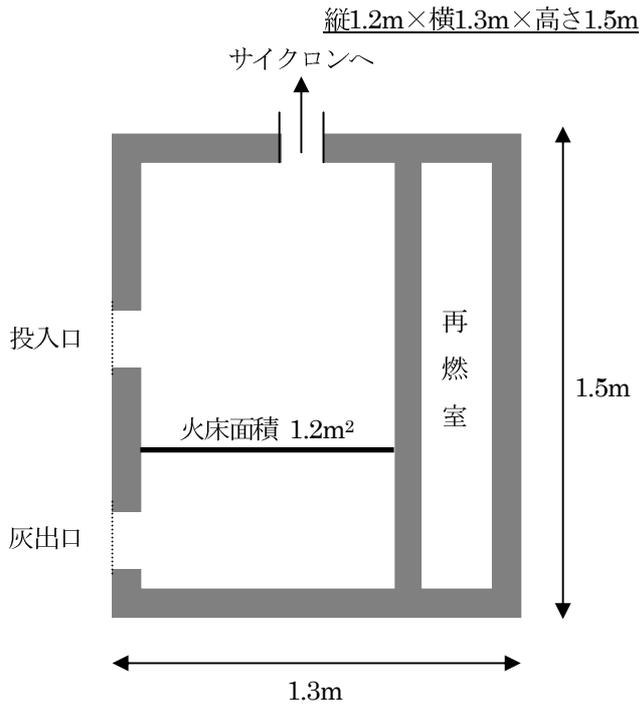
(注1) 低位発熱量計算式

固体・液体燃料の場合 $Hl=Hh-600(9 \times h+w)/100 \text{ [k cal/kg]}$
--

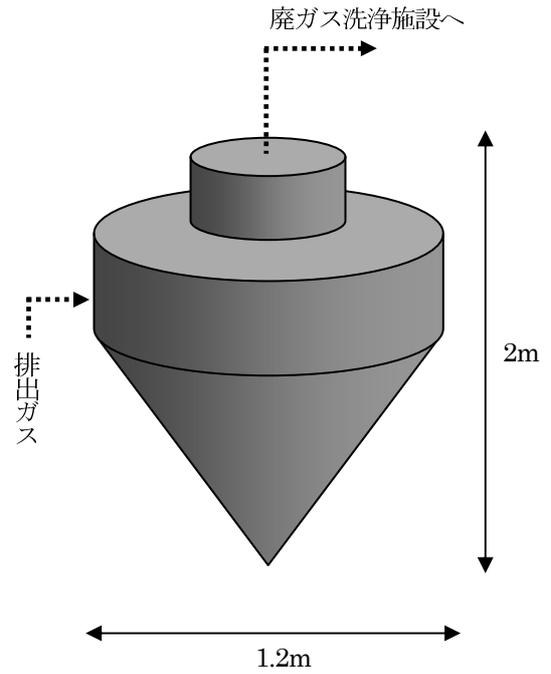
(注2) Go, Aoの概略値

燃 料	Go	Ao
固 体 燃 料	$0.89Hl/1000+1.65 \text{ [Nm}^3/\text{kg]}$	$1.01Hl/1000+0.5 \text{ [Nm}^3/\text{kg]}$
液 体 燃 料	$1.11Hl/1000 \text{ [Nm}^3/\text{kg]}$	$0.85Hl/1000+2.0 \text{ [Nm}^3/\text{kg]}$

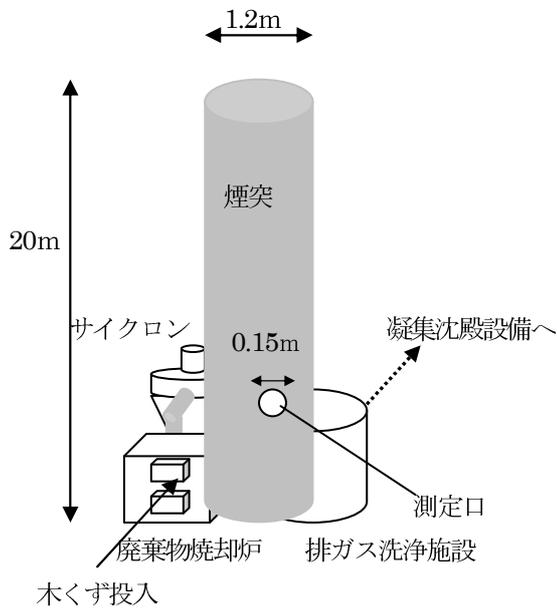
○ 図1-1 廃棄物焼却炉の構造図



○ 図1-2 サイクロンの構造図



○ 図2 概要図



※構造図及び概要図については、構造がわかるように、必要に応じて、断面図、立面図、横断面図、上面図などを添付する。

図3 発生ガス及び汚水の処理系統

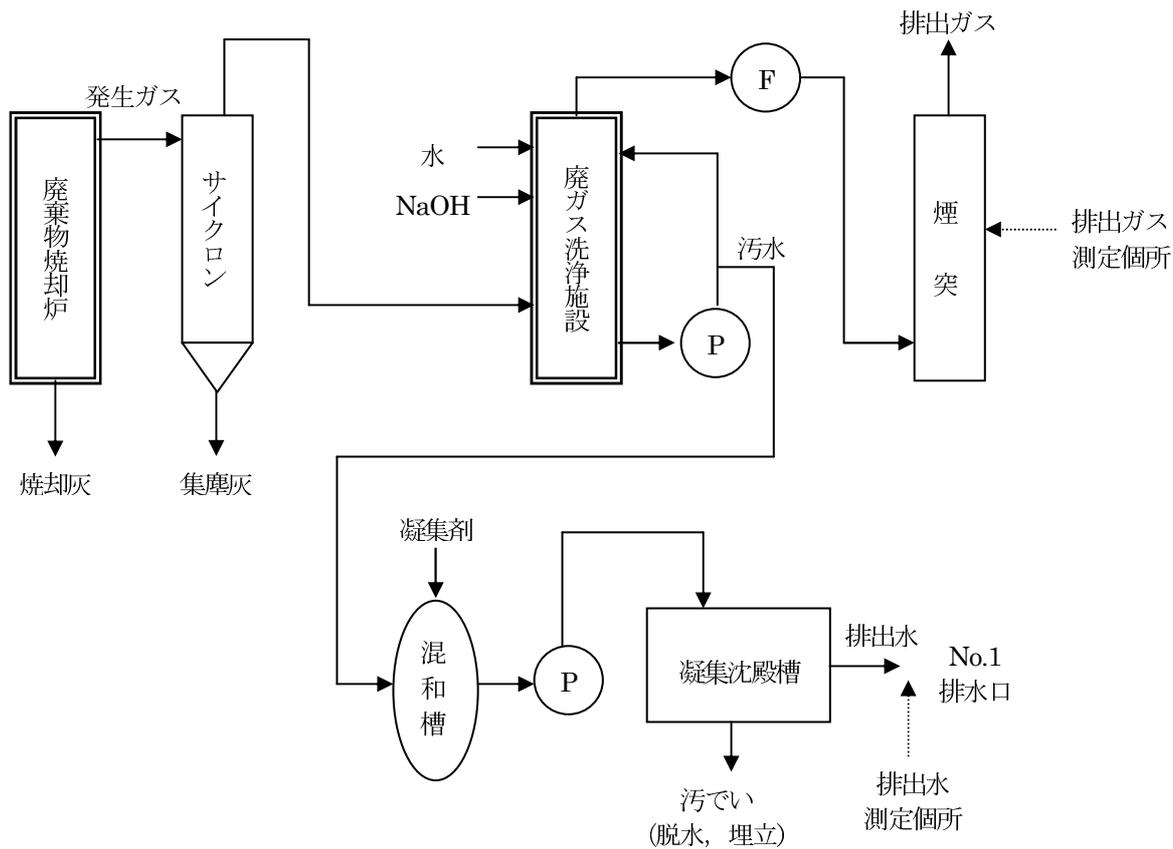
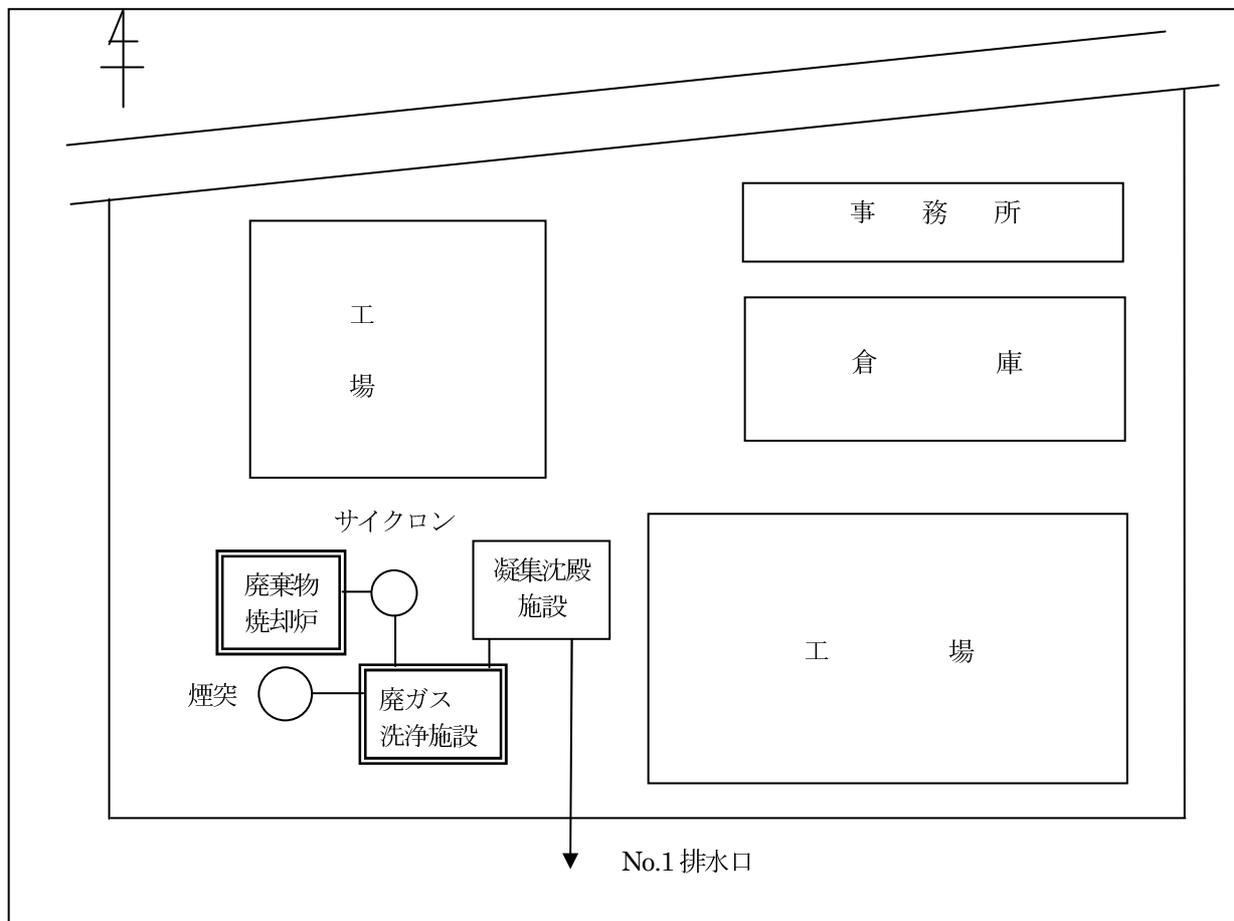
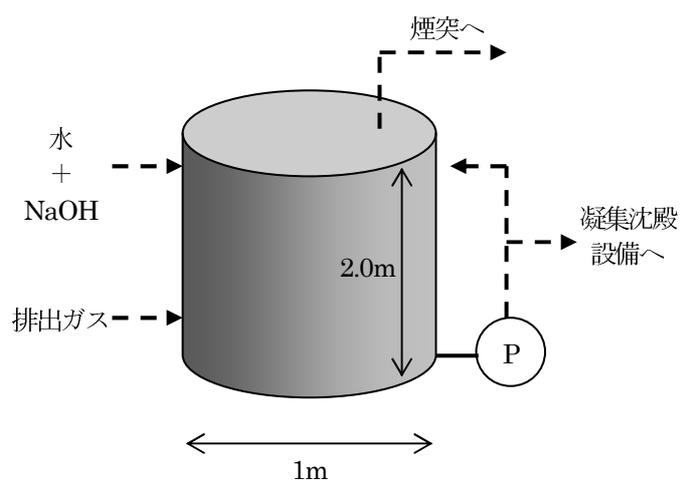


図4 特定施設等の配置図



○図5 廃ガス洗浄施設の構造



○ 図6 凝集沈殿設備の構造

